

バトラーにおける「自然」と良心の問題

——スタージャン論文に関連して——

横 山 兼 作

(平成5年6月28日受理)

小論は、バトラー倫理学における「自然」⁽¹⁾ないし「自然に従うこと」(following nature)と良心の関係について考えて見ようとするものである。

しかし、周知のように、これはまことに厄介な問題である。土台、バトラー倫理学は一般に、バトラー自身の自戒⁽²⁾にも拘わらず、甚だしい矛盾、混乱を含み、了解しがたいものがあるとは、これまでもしばしば指摘されて来たところであるが⁽³⁾、当面の「自然」と良心の関係については殊の外複雑で、古くシジウィクによってバトラーは昔からの循環論に陥っていると決めつけられて以来⁽⁴⁾、むしろこれに同調する人は少なくないのである。

ところが近年、スタージャン (Nicholas Sturgeon) が、その論文「バトラーの倫理学における自然と良心」において⁽⁵⁾かなり挑発的な問題提起をなし、注目されるところとなった。スタージャンによれば、バトラーにおいて徳 (virtue) の基礎は「自然」にあり、それはバトラーの良心説と、つまり、普通バトラー倫理学のかなめとも見られているあの良心の権威の説と矛盾するところから、バトラーはむしろこの良心説を捨てるべしと提言したのである。スタージャンはこのバトラーの基本の立場を「ゆるい自然主義」(Full Naturalistic Thesis) と名付けているが、これが活発な論議を呼ぶことになったわけである。

この見方は、従来の自然主義的解釈とも、また単純な循環論とも同じではない。先のシジウィクが、バトラーにおいて良心と自愛 (self-love) は同格であるとし⁽⁶⁾、また近年、マクパーソンが、バトラー初期の立場では良心は自愛そのものであると断じた⁽⁷⁾のは周知のところであるが、スタージャンはむしろ、バトラーの良心の権威を一方では認めているのである。それを認めながら、あえて、それがバトラーの基本の自然主義と矛盾するために、その間をもし一貫させようとするなら、これを捨てるべしとしたのである。スタージャンによれば、全く独自の如き良心の道徳的承認 (moral-approval) もよくその例文に即して見れば、結局この「自然」ないし「自然さ」(naturalness) に基づいているのである。スタージャンは、バトラーにおけるこの基本的立場としての「自然主義」

から、いくつかの重大な「結果」(consequences)が導き出されるとし、良心は不要であるとするわけである。

スタージャンのこの挑発的な論文が直ちに多くの反論を招くことになったわけであるが、中でもペネラム(Terence Penelhum)やダーウォール(Stephen Darwall)などは⁶⁾、スタージャンの論ばくを主とした考察をなし、スタージャンはバトラーの良心の自律性(autonomy)を見落としている、バトラーは自然主義から程遠いとして、その権威の回復につとめているのである。

われわれも以前⁹⁾バトラーの倫理学について多少の考察をなしたことがあるが、最近のこのスタージャン論文には触発されるどころ少なくなく、以下、スタージャンの問題提起とも関連させながら、改めてこの複雑な問題に挑戦して見ようとしたわけである。問題の完全な解決には至らなくとも、その解決の方向だけでも見出せたらと思う。

われわれの見るところでは、バトラーの良心は、スタージャンと違って、少なくとも一応は「自然」からたしかに独立し、一種の道徳の自律性を認め得るが、しかし、同時に、道徳論の根底の二重性もあってそれは絶対の自律とはならず、「自然」の制約の上での一種の自律、あるいは独自性ということになるのではあるまいかというものである。

(一)

まず、スタージャンのバトラー解釈から見ていく。

スタージャンの吟味は勿論バトラーの全般にわたるが、その問題提起の基本となった直接的な典拠は主に二箇所である。一個所はバトラー『説教集』の良心に関する部分、特にその例文であり、他の一個所は後年の『宗教比論』『徳の本質論』の良心ないし道徳的知覚力の部分である。

ところで、バトラーにおいて徳は「自然に従う」ところに存するとされ、それは何よりも良心の権威、その優位性、崇高性(superiority, supremacy)に従うこととされるわけであるが、スタージャンも指摘するように、その権威、その優位性について明確な規定が与えられているわけではなく、わずかに、徳は「自然に従う」とは言ってもそれは決して人間本性の諸原理間の「力」(strength)に従うの意ではなくて、あくまでもそれらの「質と種類における」(in nature and in kind)違いに即すこととされる説明で代えられているにすぎない。バトラーはこれを、自愛のいわゆる「個々の情緒」(particular passions, appetities and affections)に対する優位性で、つまりある目前の衝動の満足のために身を亡ぼすに至る例で説明し、これは明らかに人間の本性に照らして不均衡(disproportion)であるとしている。バトラーによれば、このような、行為者の本性と行為との不均衡が言葉の「最も厳密で適切な意味での」(in the strictest and most proper sense)「不自然」(unnatural)であるから、この例のような、下位の原理が上位の原理をくつがえすことが言葉の最も厳密な意味

での「不自然」となることになり、これによって良心の特別な考察をなすことなしに、「力」とは違った自然的優位性を明確にし得たとしているのである。(S. 1. 11, 12)⁽¹⁰⁾

スタージャンが何よりもまず抑えるのはここである。つまり、スタージャンによれば、バトラーにおいて「不自然」とは階層的秩序関係にある人間本性の下位の原理が上位の原理に打ち勝つことであり、「自然」はその反対である。スタージャンはこの確信において、バトラーの「質と種類」の違いのいわば還元法的説明文の分析に向かうわけである。多少長くなるが、バトラーからその部分を引用しておく。

「問題全体を別の観点からとらえ、良心のこの自然的優位性といったものが何ら存しないと仮定してみよ。つまり、ある内的原理と他の原理との間にあるのはただ力の相違のみであると。……例えば、あり得る限りの最も残酷な形での父親殺し (parricide) の罪を犯した人の場合を考えて見よ。この行為は今、最も強力な原理の結果として行われたのだ。もし諸原理の間に力の違い以外の何のの違いもなければ、その力が与えられるや、あなたはその問題に関する限り、その罪人の全本性 (the whole nature of the man) を把握したことになる。その行為は明らかにその原理と、つまり、これまで同じ力を有して来たその原理と対応 (correspond) していることになる。その行為とその全本性を比較して何の不均衡も生じず、それらの間に何の不適合 (unsuitableness) も見られない。かくて、父親殺しとその人の本性とは互に対応しているわけで、それは子のつとめ (filial duty) とそれを果たす人の本性が全く対応しているのと同じである。内的諸原理間に力以外の何の相違もないものならば、われわれは、そのような人の行為だと考えられた (considered as actions of such a creature) 限り、これら二つの行為の間に何の区別をもなし得ず、ただ、全く冷静なときに (in our coolest hours) それらを同じように是認または否認するに違いない。こんなことになる程馬鹿げたことがあるうか。」(S. 2. 17)

このバトラーの説明から、スタージャンは次のように断定するに至るのである。

「冷静になって行為を区別し、それらを是認または否認するのは良心の機能である (D. 1)。従って、一般的に言えば、バトラーの究極の結論は、このようなものとなる。すなわち、もしも人間行為の如何なる原理も他に対して自然的優位性をもたないなら、良心は如何なる二つの行為をも同じように是認または否認するに違いない。そこで、何故そのように思考されて来たかに思いを致して見ると、一つの問題が生ずると思う。もし如何なる原理も他に対して優位しなくなれば、良心は情緒や欲求と同等となるわけであろうが、でも、その優位性

を失ったことがどうしてバトラーが言うような、行為を区別し、一を是認、他を否認するといったことを妨げることになるのであろうか。思うに、その唯一の答は、このような仮定的状況においてそれを出来なくさせるのは、その言うところの良心の崇高性がなくなったせいではないということである。その問題はむしろ、私が〈自然主義〉と呼んで来たところの原理、つまり、良心はその行為の是認または否認を、何らかの重要な仕方で常にその行為の自然さまたは不自然さに基づけている、という原理によって説明がつくのだ。」

これが、バトラーの基本の立場を自然主義とする第一の指摘であるが、第二の『宗教比論』の個所については、スタージャン自身、次のように総括的に語っている。

「バトラーが明白に〈自然主義〉に依存している文章がもう一個所ある。というのは、彼は「徳の本質」において〈われわれの悪徳と罰 (vice and ill-deserts) の知覚—彼はこれをそれらの否認と分離することを拒んでいるのだ—はその行為者の本性や能力とその行為との比較から生じ、またその結果であると主張して、その行為を不一致 (incongruous)、不適切、不均衡、不適合 (unfit) と断定している。」

直接的には主にこの二個所によって、バトラーの立場を自然主義と断定するに至るわけであるが、ただ、スタージャンによれば、悪徳の場合は下位の原理が上位の原理に打ち勝つという厳密な意味での「不自然」は明白であるけれども、有徳の場合は不幸にしてそう明白になっておらず、その場合は動機の有徳さということも問われて来るところから、徳は必ずすべてが「自然さ」に基づくというよりも「自然さ」を少なくとも含むという意になるとし、そこから「ゆるい」(full) としたわけであるが、とにかく、良心は「自然」に基づくという基本には変りないわけである。

スタージャンは、このバトラーにおける基本の自然主義—スタージャンによれば、バトラー自身はそれを明白に意識し、体系化しているわけでないが—から、最初にふれたようにいくつかの重要な結果を引き出したわけである。スタージャンによれば、良心は「自然さ」に基く是認をなす以上必ずや当の良心とは別の、われわれの自然的構成におけるある上位の原理の賛成 (favor) がなくてはならないはずとなるが、自愛と仁愛—仁愛は自愛程原理としての位置は明確ではないけれども、決して単なる情緒や欲求の類ではない—がそれに当たるところから、自愛や仁愛の賛否に反して、勿論そこに事実の誤認のない限りであるが、良心が全く独自に是認や否認をなすことはあり得ない。よしんば自愛が誤まった方向をたどろうとも、良心はそれに従う外ないとも言われている。スタージャンによれば、自愛は明白に仁愛の上に位する原理であるところから、バトラーの立場は結局、一貫した倫理学的エゴイズムということになる。

以上がスタージャン論文の主要な部分であるが、これに対してわれわれとしてはどう対処すべきであるか。

後に改めて見るように、われわれとしてはスタージャンの問題提起を重大に受けとめ、バトラー倫理学における「自然」の位置を高く認めようとするものであるが、ただ、同時に、スタージャンの、特に良心の説明文の解釈は余りにも極端ではないかとも思う。スタージャンは、バトラーの例文に余りにもとらわれすぎたのではあるまいか。

以前確認したところでもあるが、例えばバトラーの次のような表現に、良心の、他のすべてに対する優位性、権威は歴然としていると言える。

「しかし、あらゆる人に反省 (reflection) ないし良心という上位の原理があるのだ。それは、自分の外的行為のみならず、心の中の諸原理の間に区別をなし、自分自身やその諸原理に対して判断を下す。ある行為がそれ自身正しく、善であり (just, right, good)、他のものはそれ自身悪しく、不正である (evil, wrong, unjust) と宣告する。それは他に凶ることなく、助言を受けることなく、断乎と発動され、そこから、それらの行為者自身を是認し、非難するのである。……人が道徳的存在であり、自分自身に対して法である (he is a law to himself) と言われるのは、人間に自然に備わるこの能力によってである。」(S. 2. 8)

良心は、この限り、それ自身によってわれわれの行為や性格を是認し、あるいは非難して、われわれを道徳的行為へと促す力をもっているものと言える。まさに人は自分に対して法であると言われるゆえんである。その良心を「直覚的能力」と見ることにはにわかにも同意しがたいけれども、表現上は明白にそのように認められていることもあるのである。「われわれは通常、いかなる時でも一見しただけで (at first view) 何がわれわれの義務であり、何が正直なことであるかを直覚的に (intuitively) 見てとるのだ。」(S. 7. 14)

ペネラムやダーウォールのスタージャンへの反論の基礎もここにある。勿論、その反論の仕方は必ずしも同じではないが、両者に共通して、バトラーでは良心に従うのはたしかに「自然」ではあっても、しかし、良心がその「自然」を基に是認や否認をなすのではない。良心の判断はあくまで独自であり、そこに道徳の自律性があると見るのである。「自然に従う」とは良心に従うこと、良心の権威に服すことであり、バトラーはそこにおいて道徳的实践の理由 (reason) を示しているのだと解釈するわけである。ダーウォールは特にその独自の「理由づけ」を強調し、自らの論文を「自己権威化する良心」(Conscience as Self-Authorizing) と題している。ミラー (Alan Millar) の見方は独特だが、この限りでは彼らとそれ程大きな違いはないであろう⁽¹¹⁾。

われわれは彼らのバトラー観に完全に同調するものではないが、バトラーの良心の基本に関する

スタージャンへの反論としては、概ね彼らの見解を支持しようと思う。つまり、繰り返すことになるが、良心は「自然」から少なくとも一応はたしかに独立し、そこに一種の道德の自律性があると思いたい。

もっとも、スタージャン自身もそれを全く見なかったわけではない。それははじめふれたところである。少なくとも表現としてはその見られることは十分承知していたのである。しかし、それにもかかわらずバトラーの立場を「自然主義」と規定したのは、バトラー自身、その自律の面を何ら発展させず、反対に、特に先の例文において、明白にその自然主義の立場を貫いていると思われたからであった。

しかし、思うに、バトラーにおいて良心の、特にその優位性の明確な規定はたしかに乏しいとは言っても、スタージャンは、先にふれたように、余りにもバトラーの言葉にとらわれすぎて、その「自然」「不自然」の序列的把握を余りにも性急に先の例文に適用し、そこでバトラーの良心の、上に見た基本を見落すことになったのではあるまいか。

ペネラムの反論は、ダーウォールも多少皮肉のように⁽¹²⁾、かなりうがったものである。ペネラムによれば、バトラーが先の文で、人間本性の諸原理が単なる「力」の関係になると、父親殺しも親孝行も区別がつかなくなり、「全く冷静なとき」同じように是認または否認をすることになると言うのは、何も是認や否認が不可能になるという意味ではなく、また、静かなとき、反省するのは何も良心に限らぬと断った上で、父親殺しも親孝行もそこでは共にたしかに「自然的」となるとしても、しかし、そこでの判断は、「そのような人の行為だと考えられた」限りでの、「実践的哲学」(practical philosophy)の判断の一つにすぎず、それによって良心の判断のすべてが「自然さ」の判断であると証明されたわけではない。われわれは依然として父親殺しを否認し続けているのだが、ただ、良心にそれにあくまでも抗していく「理由」(reason)がなくなったために、その行為が「不自然」とはならぬという意であると解するのである。ペネラムはここで、一つの代替的解釈を示し、バトラーでは良心が巾広い意味でつかわれているのだが、言葉が不注意に用いられ、混乱させられているのだとしている。ペネラムによれば、バトラーの良心の機能は三つあって、その第一はわれわれの行為の正邪(right and wrong)の判断であり、第二はわれわれ自身の全本性の反省であり、第三が他人の行為や性格を評価するその判断であるが、ここで問題なのはその第一の機能のことであるとされているのである⁽¹³⁾。

ダーウォールのスタージャンへの反論は、もっと直截的である。結局はペネラムと同じく、良心は「自然」に依ってではなく、全く自律的に是認または否認をなす。それが、「自然」であり、道德的実践の「理由」であるとする見方をそのまま反論の根拠とし、諸原理間に「力」以外の何の差もないとなれば、父親を殺してならぬとする「理由」もないことになって、われわれは「そのような人の行為として考えられた」限りのその人の父親殺しを必ず否認することも不可能になるという意

になると解すのである⁽¹⁴⁾。

ペネラムとダーウォールの反論が全く同じわけではなく、われわれもまた彼らと完全に一致しているわけでないとは先にふれたところであるが、当面のスタージャンへの反論としては、われわれも基本的には彼らを支持しようと思う。

従って、それに多くを加えることもないわけであるが、ただ、あえて、明確にしておきたいことは、バトラーの先の例文についてのスタージャンの誤解は、何よりも、父親殺しと親孝行をする「そのような人の行為と考えられた」限りの人と、その人の全本性を把握してこれを「全く冷静なときに」評価をする「あなた」とは別人であることを見誤ったことによるのではあるまいか、ということである。これは先の例文の全体から自ずと明らかなるところでもあり、また、もしそうでないとなると、甚だ奇妙な仮定になるからである。もし、この推定の如くだとすれば、必ずしもペネラムのように苦しい反論を用意しなくとも済むのではあるまいか。バトラーはあの例文の直前まで何よりも「自然に従う」実践者としての良心の实在とその質的優位性、権威について、つまり、ペネラムによってさえ「実践的哲学」の判断とも言われている、自己の道徳的実践の能力について語って来ているのである。従って、例文では、むしろそれを前提の上で仮定的な話に入ったと見るのが自然ではあるまいか。つまり、バトラーによれば、いかなる親殺しの罪人といえども良心を持ち、「質」においてすぐれたその能力を持っているはずであるのに、しかしそれが「力」の差のみになったという仮定において行為に区別をつけ得なくなると、実践的意義が失われ、これを更に客観的に評価するはずの人もその対象が「そのような人の行為と考えられる限り」それが出来なくなったということではあるまいか。これは、この限りでは、いうまでもなく、ダーウォールの見方に近いものとなる。もっとも、バトラーは既に『説教集』の第一において、先の例文と酷似する例をあげ、ある人が他人に親切にすると同時に別の人に発作的に危害を加える場合、後になって (afterwards) 冷静に反省し、ただ前者のみを是認するに至るとしている (S. 1. §)。そこから、当面の例文もそれを受け、「全く冷静なとき」評価を行う人と、父親殺し、親孝行をなす「力」の差のみを有する人を同一人物と見る見方は先例からだけすればあり得ないわけでないであろう。ただ、その場合は、ペネラムのように、説明が甚だ苦しいものとならざるを得まい。もっとも、それでも、その「自然主義」的な評価と別に一種独自の道徳的判断機能の存することまで否定されたことにはならないであろうが。

『宗教比論』の個所について見れば、更に明白となる。たしかにバトラーは「その行為者の本性や能力とその行為との比較において「不一致」「不適切」「不適合」などと良心ないし道徳的能力による評価を語っているが、しかしこれも、ペネラムも指摘するように、(この個所でペネラムは第三者の評価の立場を認める) バトラーのこの個所の前後の文脈に留意するとき、そのような評価—ペネラムによってさえ、「限りなく (perilously) 自然主義に近い」とされる評価—に先立って、その

行為者自身に既に正邪，善悪識別の能力の存することが前提されているのを見る。

「われわれの悪徳と罰の知覚は行為者の本性や能力と行為との比較から生じ，またその結果である。というのは，われわれの為すべきところのもの (what we ought to do) を全く放棄することは，万人によって，最大の悪徳であると決定されるであろうから。……白痴や狂人，あるいは子供からの危害の感と，成熟し，共通の理解力 (common understanding) を有する人からの危害の感とは違うというということは，誰もが認めるところである。」(D. 5)⁽¹⁵⁾

もっとも，ペネラムのように，「悪徳」の判断と「不均衡」「不適合」などの評価はここでは全く別になっていることもあり，この個所はバトラーの本意ではないとする見解には問題がないではないが，とにかく，良心の判断がすべて「自然」に基づくわけでないとする点では，ペネラムのこの個所の見方に同意したいと思う。

先にふれたごとく，われわれとしてもスタージャンのこの見方を全面的に否定するものでは決してないが，ただ，スタージャンの「自然」「不自然」の確信から例文の分析に至る過程には余りにも極端なものがあったのではなからうか。スタージャンは，バトラーは自愛の序列の優位性の説明において，折角確立しかけた良心の自律を撤回したと見ているが，そもそもそこにスタージャンの性急がなかったか。良心の実在とその権威は否定するわけにいかない人間本性の事実だからである。それは「全くの，経験の事実 (mere matter of fact, a thing of experience)，直接的な，事実なのである。」(A. 1. vi, 16)⁽¹⁶⁾

スタージャンの「自然主義的」解釈の基本的な部分そのものが必ずしも正しくないとするならば，これに基づく「結果」については多言を要しないことになるが，なお多々問題を残すところから，多少の言及をしておく。

何よりもそれは，自愛や仁愛と良心との関係についてでなければならないであろう。既にふれたように，スタージャンによれば，良心の是認，否認は自愛や仁愛の賛否を越えるものでなく，それらに全面的に依存するものであったが，しかし，バトラーの多くの説明からしても，これもやはり甚だ極端な見方となるのではあるまいか。例えば，バトラーでは，仁愛はたしかに徳として大きく掲げられ，しばしばそれが，徳のすべてであると言われているが，同時にまた，それは決して徳のすべてではなく，そう思われること程恐ろしいことはない。(D. 10)子に対する親の溺愛は為にならず (S. 11. 9)，特別な人への仁愛は弱さであり，非難に値いする。(S. Preface) 仁愛的行為は誠実さと正義 (veracity and justice) の範囲内のことであるとはっきり語られている。(D. 10) そこには，「厳しい理性の導きが不可欠である。」(S. 12. 27) もっとも，バトラーの仁愛と良心の間にも

問題は多く、後に改めて多少の考察をすることになるが、今はとにかく、原則的にはむしろ仁愛の上に良心が位置することを確かめておきたい。

このことは、スタージャンによって極めて高い位置づけがなされた自愛の原理についてもそのまま当てはまるはずである。たしかにバトラーにおいて自愛の地位が高く、そこから良心との関係をめぐってこれまでも多大の議論がなされて来たわけであるが、しかし、良心が自愛の上に君臨することはあっても、その逆は、原理的にはあり得ない。ましてや、自愛が誤った方向をたどって、良心がこれに服すことは、基本的にはないはずである。良心の自愛に対する優位性についても、たしかにバトラー自身の言及は少ないが、しかし、その関係がはっきりしていることは以前論じたところでもあった⁽¹⁷⁾。バトラーがたしかに自愛を徳とはしても、それは少なくとも「しかるべき程度における」(in it's due degree) 自愛のことがあり、良心と一致するとき自愛は全く冷静で理性的(cool-reasonable self-love)「真の自愛」(true self-love)と言われるもののみであった。しかも、ペネラムも注意するように⁽¹⁸⁾、徳と完全に一致するのは厳密に言えば来世においてであって、この世にあっては、大体そうである(for the most part)にすぎないのである。(S. 3. 9) 否、バトラーにおける福德の一致は、既に有徳の念をそこに含んでいるとも言えるであろう。

「悪徳はそれ自体自然にある種の不快感を伴い、しばしば大変な混乱と不安を引き連れてくる。些々たることや日常の会話において自分に腹立ち、重要なことや深刻な会話にあっては後悔するというわれわれの内面の気持が、自らの行為を振りかえてみて、悪いとか、合理的でないとか、愚かだなど、つまり何らかの程度で悪徳だと思うときに自ずと生ずる不快感なのだ。」(A. I. 14)

『宗教比論』の主題である神の道徳的支配も、いわば義における福によって貫かれているとも言えるであろう。世界は神の「正しき支配(righteous government)の下にあるとは、まさしく、究極的には、そして全体的には、各人が個人的価値に応じて受けとることを意味する。」(A. II. 2)「正しき者のみが、報われる」(A. II. 2)とも言われている。勿論、バトラーの立場はエゴイズムではない。

(二)

スタージャンの解釈はあまりにも極端であること、良心は、少なくとも一応は「自然」からたしかに独立し、一種の道徳の自律性を有することを上に確認したわけであるが、では、バトラーにおいて「自然」は徳の内容に何のかかわりもないと見るべきであろうか。ペネラムやダーウォールの

見方にも問題がないであろうか。

勿論、上にも度々ふれたように、ペネラムとダーウォールの見方が全く同じわけではない。ペネラムはバトラーの良心にダーウォールよりもはるかに「自然主義」に近い面のあることを見、また、有徳はすべて良心の意識ないし義務感においてのみ行われるべきものと見ているわけでもないが、しかし両者共通して、良心に従うことは「自然」であっても、「自然」が良心の基礎となることはなく、良心はいわば理性的な原理としてそれ自体実践の「理由」をもつと見る点では一致していたわけで、これについては既にふれたところであり、われわれもまた、スタージャンの解釈への反論としてはある程度それを支持したわけである。

しかし、バトラーの「自然」は、決してそれにとどまらないものをもっているのではあるまいか。徳は「自然に従う」として、人間本性の全構成を「完全に」経験主義的に探究し、その全体的連関の関係を、時計がその部分と全体の関係において時を刻むのになぞらえて、「徳に適うようになっていく」(is adapted to virtue) とするとき、バトラーにおいて人間本性の全体が徳と深いかわりをもっていることは疑うべくもない事実と言わなくてはならない。

上に一言ふれたミラーが何よりも留意するのもそこである。ミラーも勿論、上にふれたように、決してスタージャンと見解を同じくするわけではなく、「自然」は決してわれわれの有徳な生活の標準となるわけではないが、しかし、人間本性は、全体的にその良心の規定する徳を実現するように神によって作られていると見るのである。ミラーはペネラムのような考え方を次のように批判している。

「……またペネラムは、〈人は良心に反する十分な理由をもつことが出来るという考え方そのものが馬鹿げている〉とバトラーは考えていると言っているが、私はこの種の解釈は関連する文章もバトラーの計画をも共に誤解していると思う。もしバトラーが、人は良心に反する十分な理由をもつという考え方が馬鹿げていると思っていたならば、われわれの本性が徳に適うような体系ないし構成になっているという理論を必要としなかったはずである。」⁽¹⁹⁾

われわれの見解はなおミラーと全く同じわけではないけれども、ダーウォールやペネラムよりはこのミラーのバトラー観に近いものを覚える。しかし、ミラーとの関係については改めてふれるとして、しばらく、バトラーに、「自然」が道徳の基礎づけに深くかかわっている如き面を探ってみようと思う。

何よりもまず、バトラーが徳を必ずしも良心を経由せずにあたかも人間本性の経験的事実によって基礎づけているかのような表現がしばしば見られることをあげなくてはならない。例えば、「憐れみ」(compassion)に関して、人々の不幸や悲惨に同情し、これを救い、あるいはこれを柔らげよう

と努力するこの情は、「自然の構成がわれわれの従うべきコース (the course we should follow), われわれの目指すべき目的 (the end we should aim at) として設計 (mark out) してくれたもの」(S. 6. 10) とか、このような情が「如何なる人生の歩みをなすようにわれわれが作られている (we are made for) か、何がわれわれの義務であるかを示し、特有の仕方ですその実践をわれわれに迫る」(S. 6. 1) などとあるように、人間の本性の構成自体に徳の根拠がおかれ、それが直接われわれに義務を教えてくれているかのように語られているのを見る。『説教集』の改版に当たって、しばしば「義務」(duty) が、「意図されている」(intended) と改訂され、あるいは新しく挿入されているのを目にするが、勿論、ここには、バトラーの神学的自然観が背景にあるとしても、とにかく、義務的な情がそのように自然に「つくられている」「植えつけられている」(implanted) 「意図されている」(intended, designed) などと実にしばしば語られているのが、注目される。バトラーによれば、動植物の種 (seeds) や体でさえ、それらが如何に小さくとも、それらの意図された目的を示しているが (A. 1. v. 35), そのように、われわれに自他の幸福を図る原理の存することが「われわれがお互いのためにつくられているという証拠 (proof) であり」(S. 1. 6), 「われわれが自分自身に対すると同じく、互いに対して善であるための道具たるべしと意図されている証拠である」(S. 1. 7) とも、更には、「われわれの道徳的義務は自然的可能性以上には出ない」(S. 12. 17) とも語られているのを見る。ここには、あのヒュームの自然的義務感の発生を思わせるものがある。周知のように、ヒュームは、人間本性に先立つ義務感は存せず、それはわれわれの自然の情の通常の流れに沿うとしたわけである⁽²⁰⁾。勿論、バトラーはヒュームと違って、経験主義を徹底したわけではなく、自然の事実をそのまま徳としたわけではないが、ただ、このように、経験的自然の事実が、徳の基礎づけと深いかわりをもっていることが注目されるわけである。バトラーは既に『説教集』のはじめにおいて、ホップズなどをマークして、執ように仁愛の念が人間本性に実在することを確かめ、それは仁愛の程度のことではなくて、種の如くではあっても、とにかくその実在することがたしかであれば十分なのだとしているが (S. 1. 6. y.n.), 「徳は自然に従うこと」に応じてこのような人間本性の心理学的探究は、決して単に良心に従う「理由づけ」の布石ではないであろう。その意味では、自愛についても同じである。

「合理的な自愛と良心は、人間の本性における主要な、そして優位する原理である。なぜなら、他のあらゆる原理が破棄されても彼の本性に適合するような行為はあり得ようが、もしこの二つの原理の何れかが破棄されるなら、その本質に不適合となるからである。」(S. 3. 9)

「われわれの幸、不幸の観念は、あらゆるわれわれの観念の中でわれわれに最も身近かで、

また最も重要なものである。それらは、もし相争った場合、秩序や美や、調和や均衡やの觀念にまさる (prevail over) であろう。否、こう言いたければ、どうぞ、まさるべきなのだと
言ってもよい。」(S. 11. 20)

良心の存在はたしかに否定されないとしても、バトラーの自愛に対する絶大な信頼は明白である。スタージャンが、良心の権威と別に自愛自体の優位性が語られた先の表現にその「自然」の確信を抱いたのには、一つの意味があったのである。否、自愛だけではない。バトラーはいわゆる「個々の情緒」についても、基本的には決して否定的に対処せず、また、現実的には人間社会の甚だしい墮落、腐敗、悪徳をよく見ながらも、しかし、人間に本来的には悪は存しないと楽天しているのである。(S. 1. 12. 9. 26) われわれの本性の心理学的事実から徳を導いているわけでは必ずしもないとは上に述べたところであり、徳はむしろ、そのような自然の能力の特有な発揮の仕方こそ存するであろうが、ただ、「自然的能力や力のしかるべきまた適切な (the due and proper) 使用は、われわれにそのためにその力が与えられている目的と意図によって判断されるべきだ」(S. 4. 7) とも言われて、依然として「自然」との深い関連をのぞかせている。

ところで、これまで吟味して来たのは、必ずしも良心を経由しない「自然」とのかかわりであったが、同じことは他ならぬ良心の是認や否認の内にも見られないわけでないことを付言しておく。それは、既に見たように、ペネラムでさえ「限りなく自然主義に近い」面として認めるところであった。もっとも、ペネラムは、バトラーの良心のその面を彼のいわゆる第一の機能とは決して見ず、バトラーは基本的には自然主義から程遠いとしたわけであり、われわれも、スタージャンへの反論に当たっては、それを良心の自律性の根拠として基本的には支持したわけであるが、ただバトラーが良心について、特にその権威について語るとき、そこでの良心は圧倒的にむしろペネラムの言う第二の機能、つまり、第一の機能として先にあげられた正邪のいわば直覚的ともいわれる知覚ではなくて、自己の行為や諸原理の反省の機能なのである。バトラーにおいて自愛が良心を明らかに凌駕するとき表現にあつて、なおそこに、良心の優位性を認めようとするいわゆる「標準的解釈」派の人々は、例えば、上に引いた例で言えば、「そう言いたければ、どうぞ」(if you please) といった譲歩的表現をそのわずかな手がかりにしているわけであるが、ただ、そこでの良心の機能に当たるものは「秩序や美や、調和や、均衡やの觀念」にすぎず、実はこれこそがバトラーの定義で言えば「自然」ということになる。バトラーは言う。言葉の最も厳密な意味で「不自然」ということは「不均衡をあらわす。従つて、彼の本性への不均衡という代りに「不自然」という言葉をつかつてもいいであろう。これがよりわれわれに親しみやすいので……」(S. 2. 10) と。

『宗教比論』の先の箇所において、ペネラムが、そこでは悪徳の判断と「不均衡」「不適合」などの評価が全く別になっていることもあつて、この箇所はバトラーの本意ではないと述べたことにわ

われわれは疑念を表明しておいたが、バトラーは現に問題になった個所に続いていわば自愛に当たる「慎慮」(prudence)に言及し、「これは徳であり、その反対の行為が愚行で、非難に値いする。なぜなら、全く冷静に考えて、われわれは前者を是認し、後者を非難するから」(D. 6)として、自愛、慎慮が良心ないし道徳的知覚力によって是認される徳であると明確に規定し、更に次のように加えているのを見る。

「慎慮は一種の徳であり、愚行は悪徳である。私がここで愚行と言うのは、単なる無能力とは全く別のものである。つまり、それはわれわれの幸福への配慮—われわれはその力をもっているのだ (which we had capacity for) —への無思慮な欠乏のことなのだ。これがこの言葉の普通の意味である。……なぜなら、われわれはその表現をめったに動物には適用しないのだから。」(D. 6)

ここには明らかに、正邪識別の念とは別個な、われわれの本性の能力、原理との比較における良心による道徳的是認が見られるわけである。マクパースンによってさえ、むしろ理性主義の立場に近いとも言われたこの『宗教比論』の立場で、しかし、バトラーの「自然主義的」側面は否定しがたく、垣間見られるのである。

バトラーの「自然主義的」とも見えるこの吟味の最後として、スタージャンも指摘している「隣人愛」(Upon the Love of our Neighbour)の個所についてふれておく。スタージャンの指摘を待つまでもなく、『説教集』第十一、十二の「隣人愛」の個所では、良心についての言及は全くないと言ってよい。しかし、勿論、バトラーはこの段階に至って良心を放棄したのでないことは、後で記されることになった序文(Preface)において良心とその権威が殊の外強調されていることから明らかであるが、ただ、ここには、良心の入り込む余地が余りないことも事実ではなかろうか。バトラーはここでは専ら隣人愛をわれわれの現実の限られた能力との関係において規定しようとしているからである。良心の代りに、われわれの仁愛的な情を規制するものとして理性が表面に出ていることはたしかである。ペネラムはこの理性を良心と解し、われわれも先に、仁愛を規制する良心の優位性としてその例を用いたわけであるが、ただ、細かく見ると、この良心ないしきびしい理性(strict reason)も、必ずしも絶対的な能力ではなく、結局はより大いなる目的、仁愛の目的への手段的な機能を営むにすぎないものの如くである。

「理性が、最大幸福実現に役立つものとして、専ら仁愛の補助と考えられる限り、これら(他人への)関係や状況を特に顧慮すべきことをわれわれに教える。なぜなら、明らかに、その顧慮が世の中の幸福のためだから。……かくて仁愛はその中にあらゆる徳を含むという

ことは最も厳密な意味で真実であり、無条件的にそうであると見ることが出来るけれども、ただ、理性がそのガイドとして、あるいは指導者として加わらなければならない。それ自身の目的、つまり仁愛、みな最大の幸福(the greatest public good)という目的実現のために。」(S. 12. 27)

バトラー倫理学の功利主義がしばしば言われるゆえんである。仁愛が決して徳のすべてではなく、それは誠実さや正義の範囲内と言われていたことは先にわれわれも確認したところであったが、例えば、別の個所で言われている次のようなバトラーの言葉にはそれをも危うくしかねないものを見出す。「人類は一つの共同社会であり、われわれは互いに連関の中にあること、個々人が促進すべく義務づけられている社会の公共的目的や利害があるということが、徳のすべてなのだ。」(S. 9. 9)「残酷や不正を見て起こされた激怒、それを罰したいという第三者の感じは、決して悪意ではない。否、それは、悪徳に対する怒りなのだ。それは社会を保つための共通の絆の一つであり、個々人が自分自身や全人類のために所有している仲間意識(fellow-feeling)なのだ。」(S. 8. 6)

バトラーによれば、義憤といえども、「その罪人に対する自然的仁愛を超えてはならない。」(S. 9. 19) 否、愛はあたかも「道徳」をも超えるものようである。「彼に対して生ずるわれわれの善意の義務があるのは、彼が社会的存在だからでも、ましてや道徳的存在(moral agent)だからということだけからでも決してない。それらに先立って、彼が感覚的存在(a sensible creature)であること、つまり、幸福や悲惨を感じることがあることから生ずる一つの義務があるのだ。この義務は彼の道徳的性格に優先されてはならぬものなのだ。」(S. 9. 15)

バトラーにおいて仁愛に徳のすべてが収斂される如くでもあるゆえんである。が、とにかく、当面の「隣人愛」の章における良心の参画は依然として明確ではない。それはあえて探れば、他の原理や人との調和、均衡を図る力と言えなくもない。

「われわれの隣人愛は自愛と何らかの均衡関係になくしてはならない。徳はたしかにしかるべき均衡に存するからである。このしかるべき均衡がどうあるべきかは、それがわれわれの心の性質としてであろうと、行為として実行されたものでであろうととにかく、われわれの性質やこの世における状況に照らしてのみ判断され得るのだ。この情やこの行為の諸原理そのものが実際に発揮されるべき程度については、われわれは何の尺度ももたない。」(S. 12. 13)

しかし、このような「しかるべき均衡」こそ、バトラーの先の定義で言えば、まさしく「自然」と呼ばれるのではなかったか。

(三)

われわれは、先に、スタージャン論文との関連において、バトラーの良心は「自然」から少なくとも一応はたしかに独立していること、そこには一種の道徳の自律性が認められることをたしかめたはずであったが、今、上に、それをも危うくしかねない程の「自然」との深いかわりの面を見たわけである。一体この間に完全な統一はあり得るのであろうか。

明らかなことが二つあるように思う。その一つは、はじめに述べたように、そもそもバトラーの倫理学そのものの根底がまさに二重になっているということであり、他の一つは、そのこともあって、良心の自律も必ずしも絶対ではなく、「自然」の何らかの制約下での自律、ないし独自性なのではあるまいかということである。

倫理学の根底が二重になっているのは、何もバトラーに限ったことではない。シャフツベリーでも、否、彼に先立つ理性主義の立場にさえも見られないことではなかった。特にハチスンでは、経験主義がかなり徹底されて、その経験的道徳感覚の立場と理性主義に通じる如き神学的背景とは、二元論と言ってよい程の性格を呈しているとは、以前指摘したところである⁽²¹⁾。バトラーの二重性はハチスンのそれとその性格において必ずしも同じではないけれども、「主として」(chiefly) 経験主義的探究を図りながらも、バトラーの目は同時に神学的でもあった。バトラーの混乱の最大の原因はその二つの視点の不統一にあったのではあるまいか。

『宗教比論』を貫く「神の道徳的支配」(moral government of God) の立場はもとより、『説教集』のはじめから、前述のように、人間本性を時計の部分と全体の関係の如き、自他連関の調和的、秩序的構造においてとらえ、また、現実の甚だしい墮落や無関心、悪徳をよく見、真実から程遠いとしばしば嘆きながらも、人間本性に全幅の信頼を寄せるとき、バトラーの目は神学者のそれでもあった。「われわれは神の創造に成ること、徳はわれわれがその下に生まれ来た自然法であり、人間の全構成が明白にそれに適合(adapt)すべく作られていること、このことは敬けん(piety)と徳への第一の義務である。」(S. 1. 2) これは、そこでは「完全に」(wholly) 経験主義的探究のはずであった『説教集』第一の言葉である。「われわれの自然は内なる神の声」(Voice of God within us) (S. 6. 7) とも語られているが、良心のあの權威も、その意味では、神の權威だとも言える。

「われわれにとって生来的に規則であるこの道徳的能力の命令は、神の法でもあり、制裁を伴ったものである。……それが創造主によって与えられたと考えることが出来るものにとっては、行動の規則ないし導きを意識することは直ちに義務感を生むのみならず、それに従えば安全であり、違背すれば危険であるという感覚を生むことでもある。」(A. 1. vi, 15)

われわれは、先に見たように、良心の優位性、一種の道德の自律性を決して否定するものではないけれども、人間本性の全体を「神の作品として、神聖なもの」(S. 8. 17)と考え、そこに道德の、ある意味では究極の根拠を見るバトラー神学の立場に立つとき、先に確認したはずの良心の自律性も結局は神的秩序の一環と解さざるを得なくなる。もしそうだとするなら、甚だ注意を要することに、良心の命令に従うことのみが「自然に従う」の意ではないということになるであろう。勿論、人間本性の階層的構成の最上位にあって、他の原理を統御すべくあるところのこの原理に背くことは基本的には許されないが、しかし、序列はたとい下位であっても、仁愛も、また自愛も、その程度はとにかく、基本的にはそれ自体、「自然」であり、有徳であることになる。仁愛や自愛がわれわれの導き手とはしばしば言われていたところである。反対に、良心といえども絶対とは限らず、バトラーによれば、もしそれが誤まっている場合、これに従うのはむしろ「それ自体悪しく、悪徳となる。」(S. 10. 11) ペネラムなどは納得しないであろうが、良心をも裁く基準がなくてはならないであろう。興味あることに、バトラーは『説教集』でわれわれの内なる道德の法則に従うべき義務(duty)のあることを別に語っている。(S. 3. 9) ペネラムなどは、これこそが、まさしく、良心の判別に従うべき「理由」となることを意味するとし、人は何故道德的でなくてはならぬか、何故に人は自分の良心に従わなくてはならぬかという近年注目を浴びた話題に対する答をそこに見ているが⁽²²⁾、たしかにその面はあるとしても、しかしバトラーがあえて良心に従うべき義務を言い出すのは、バトラー自身「われわれの本性の中の創造主によって割り当てられた導き手」とそこであえて断っているように、自らにとって法でもある良心の、しかしその最奥に、神的意図を見ているからでもなかるうか。「自然」はバトラー神学の立場からすれば、ダーウォールやペネラムとも違って、決して単に良心に従う「理由」としてのみあるのではなく、それ自体、徳の標準でもあるのである。

もっとも、バトラー倫理学が注目されたのは、その経験主義的探究の面であって、必ずしも神学としての道德論でなかったことは言うまでもない。道德は彼の神学から一応は独立しており、良心において直接神の意志としてその命令の遵守を迫っているわけではない。ペネラムがバトラーの神学的信念と、それによる「自然」的行為を認めながらも、それはバトラー倫理学にとって全く背後の、付加的なこととして、斥けたのもその故であったが、しかし、それは果してバトラーの正しいとらえ方であったか。バトラーの神学的信念を斥けるとその倫理学の受け入れは困難になるとも言われる程⁽²³⁾、バトラーにおいて道德と宗教、徳と敬けんはほとんど不可分の関係にあるのである。

その点は、先にふれたミラーの解釈には注目に価いするものがあると言えよう。ミラーも先にふれた如く、良心の判別は決して「自然」によってではないとしながらも、「自然」は単に良心の判別に従うべき「理由」としてあるのではなく、われわれの人間本性の全体が徳に適うように神によって作られていると見るのである。それが良心に従うことを「自然」だとする意味だというのである⁽²⁴⁾。われわれもこの見方にはより近いものを覚えるとは先に一言したところであった。ただ、ミ

ラーの見方は、ペネラムなどと違って、余りにも神学的視点の側に一元的に立ち、すべてを神意においてとらえようとするわけで、これも、逆の意味で、行きすぎるのではあるまいか。バトラーは必ずしも常に神学的にのみ見ていたわけではなく、それを離れて現実的に、ほとんど心理学的、更には自然科学的な目でリアルに人間本性を見つめている面もあるのである。もっとも、それも、ある意味では現実への一時的譲歩、聴集の声への妥協などとも言われるわけであろうが、ただ、バトラーにおいてその間が必ずしも統一されているわけでないことも事実なのである。バトラーが「自然」に道徳の根拠を見るとき、深く神学的自然観に支えられていたことは上にも見たところであるが、しかし、常にそれに徹していたわけでもなかったのである。

バトラーにおける道徳の「自然」への、結局は神学的信念に支えられた「自然」への依存とそれからの独立は、自愛に関してもそうであるが、特に仁愛の徳によくあらわれて来るようである。先にふれたように、バトラーはしばしば仁愛と全く別個なものとして、例えば正義や誠実さ、あるいは悪徳の例として裏切り行為などをあげながらも、しかし、同時に、それらを制限 (restrictions) ないし一種の条件の如く見なし、徳のすべては結局は仁愛に帰着するとしているわけである。(S. 12. 31)

バトラーは勿論道徳の懐疑主義者ではない。経験的概念としての良心にも一種の自律性のあることは決して否定されないが、ただ、これまで見て来たところから、それは必ずしも「自然」の制約を全く免れたものでは決してなく、その制約の上での一種の自律性と見るべきではあるまいか。ダーウォールやペネラムのように、それをほとんど理性主義の立場に近い、全く独自の「直覚的」能力と見ることは、やはり正しくないのではあるまいか。上にもふれたように、バトラーは実にしばしば徳は「しかるべき均衡」に存すると語るが、その言葉の通りだとすると、ミラーとも違って、良心の最も基本の機能においてさえ、何らかの形で「自然」がかかっていることになるであろう。既に『説教集』第一で良心にはじめて言及し、「この能力は……われわれに、われわれがどのように意図されてあるものか (what we are intended for) を何程か (in some degree) 指し示すもの……」(S. 1. 8) と説明しているのを見る。

そもそも、バトラーは、その良心を実践の原理としてはたしかに強調はしても、ミラーも指摘するように⁽²⁵⁾、道徳的認識の原理としてはほとんど発展させなかったのであり、またその興味も余りなかったのではあるまいか。『宗教比論』のあの「奇妙な」ともよく言われる良心の規定にそれはよくあらわれているようである。

「良心、道徳的理性、モラル・センス、聖なる理性 (divine reason) と呼ばれようと、また、理性の感情 (sentiment of the understanding) あるいは心情の知覚 (a perception of the heart) または、多分これが正しいであろうが、その両方を含んだものと、考えられよう

ととにかく、このような道徳的能力は……。」(D. 1)

バトラーの立場を理性主義ともモラル・センス学派とも規定しがたいと言われるゆえんでもある。ペネラムは、バトラーの自愛には感情的側面は多分に見られるとしながらも、良心に関しては、それは一切見られないとしている⁽²⁶⁾。果してそうであろうか。バトラー自身、「モラル・センス」としばしば明言し、上の『宗教比論』の「徳の本質論」初頭からこの能力について「正と邪、忌むべきと愛らしい (odious and amiable), いやしいと価値ある (base and worthy) などという評価語を用いている。これは、『説教集』では勿論しばしば見られたものであるが、ヒュームによっても用いられている道徳感情の用語でもあるのである。美的調和や均衡の原理がモラル・センスの立場に通じることは無論である。

バトラーにおいて更に注意を要することは、その言うところの良心が全く生来的なものを指すのか、それとも後天的に啓発されたものを指すのか、明確でないということである。勿論、バトラーにおいてその良心そのものは生来的な道徳的能力であるが、ただ、バトラーが良心をわれわれの人生の導き手とし、時々きびしい理性とも語る時、それは必ずしも生来的な能力としての自然的良心ではなくて、むしろ後天的にきびしい修練、啓発を経たものを意味していることが多いものようである。シジウィクが個人の良心が必ずしも絶対ではないということに関連して、「バトラーは普通の人 (plain man) の良心で十分としている」と言ってこれを非難しているが⁽²⁷⁾、その非難は必ずしも妥当ではないのではあるまいか。バトラーはたしかにその考察の対象を「極端な人ではなく、普通の世間における大多数の人々 (the bulk of mankind)」とし、理性的考察が時に事をゆがめてしまうことから、むしろその普通の人々の常識 (common sense) に訴える方がよいとしているが (S. 1. 3. 5. 15), しかし、バトラーはその普通の人々の常識あるいは良心を必ずしも絶対視していたわけでないということは、『説教集』『宗教比論』全篇を通じて明らかである。既に見たところの良心を忘れたかの如き徳の理性的考察、それでもしばしば「正確に決めることは困難」(S. 2. 27), 「正確な尺度を持っているわけではない」(S. 12. 13) 「正確には決めがたい」(S. 10. 10) とし、またしばしばふれた現実の墮落、悪徳へのバトラーの嘆き。『説教集』第十の「自己欺まん」(Upon Self-Deceit) では大多数の人々 (The Generality of Mankind) はほとんど反省せず、徳から如何に遠いかを語る述べたものである。崇高なる良心といえども、生来のままではならぬことを語っていることにならないか。注目されることは、先にも一言したことであるが、一見無過誤、絶対的能力であるかのような良心が、如何に強い「自己偏頗性」(self-partiality) を呈し、腐敗する (corrupt) かがバトラー自身によって明白に語られていることである。(S. 10. 16) 『宗教比論』できびしい徳の修練、啓発の必要が説かれるゆえんである。

以上、スタージャン論文に触発されて、古くからの「自然」と良心の問題について考えて見たわけである。バトラーにおいて良心の一種の自律性は決して否定されないが、ただ、その道徳論そのものが必ずしも経験的概念としての良心によってのみ基礎づけられていたわけではなく、バトラー自身の神学的信念、その自然観に大きく支えられてもいたこと、そして、そのこともあって、良心の自律もまた「自然」の何らかの制約を免れず、いわばその制約の上での一種の自律性ないし独自性なのではあるまいかと、見て来たわけである。モラル・センス学派にほとんど共通するとも言えるこの特徴は、ヒュームによって「自然的なるをもって有徳となす学説程非哲学的なものはない」⁽²⁸⁾と批判される一方、今日の倫理の自律性の問題に深く連関するものを含んでいるように思われる。

(注)

- (1) 徳の原理の意味で用いる場合、「 」を使用。
- (2) J. Buller; Fifteen Sermons. Preface. 6. 7.
- (3) cf. George Watson; Butler (The English Mind 1964. Cambridge. p. 107ff) T.A. Roberts; Editor's Introduction to Fifteen Sermons. (S.P.C.K.)
- (4) H. Sidgwick; Methods of Ethics. 7th ed. p. 378.
- (5) Sturgeon; "Nature and Conscience in Butler's Ethics" (The Philosophical Review. LXXX, v. s. July, 1976)
- (6) Sidgwick; op. cit. p. 366.
- (7) T.H. Mcpherson; "The Development of Bishop Butler's Ethics (1)" (Philosophy, vol. xxii, No. 87, 1948)
- (8) Penelhum; Buller. 1985 (Routledge & Kegan Paul) Darwall; "Conscience as Self-Authorizing" (in the Joseph Butler's Moral and Religious Thought. ed. by C. Cunliffe, 1992. Oxford)
- (9) 拙稿「バトラー徳論の一考察—良心と自愛の問題の根底にあるもの—」(一関工業高等専門学校研究紀要第1号) (昭和42年3月)
 「シジウィクの自愛とJ.バトラー」(行安茂編『H.シジウィク研究』(以文社)(平成4年1月))
- (10) 以下, Fifteen Sermons. をS.と略。ナンバーはRoberts版による。
- (11) Millar; "Following Nature" (The Philosophical Quarterly. Vol. 38, No. 151. 1988)
- (12) Darwall; op. cit. p. 233.
- (13) Penelhum; op. cit. p. 67ff.
- (14) Darwall; op. cit. p. 219f.
- (15) 以下, A Dissertation of the Nature of Virtue をD.と略。ナンバーはRoberts版による。
- (16) 以下, Analogy of Religion をA.と略。ナンバーはGladstone版による。
- (17) 拙稿「シジウィクの自愛とJ.バトラー」
- (18) Penelhum; op. cit. p. 75.
- (19) Millar; op. cit. p. 180.
- (20) David Hume; Treatise of Human Nature. Bk III. part II. sect. i.

- (21) 拙稿「理性対道徳感覚論争とハチスンの立場」(日本倫理学会論集26『イギリス道徳哲学の諸問題と展開』(慶應通信。平成3年10月)
- (22) Penelhum; op. cit. p. 71.
- (23) T.A. Roberts; op. cit. p. xxi.
- (24) Millar; op. cit. p. 177.
- (25) Millar; ibid. p. 176.
- (26) Penelhum; op. cit. p. 36f.
- (27) Sidgwick; op. cit. Preface. p. xix.
- (28) Hume; op. cit. Bk. III, Part I, sect. ii.